

鎌倉幕府に於ける支配精神の變遷

藤 直 幹

源頼朝及びその後繼者を棟梁と仰ぐ鎌倉武士團は、平氏滅亡のあとをうけ、彼等に代つて新らしく社會の中心的地位を占むるてふ急激なる發展に際して、種々の方面に於いて、彼等が從來の地方に於ける武士生活にあつては經驗せざりし事物に當面し、それに適應する新たなる生活様式を營むことによつて、武士團に固有なるものゝ變質を成し遂げたものがあつた。この變質の由來するところに就いては、次の二方面からの觀察が可能である。

一には、元來地方に於いて擡頭し、それ独自の生活様式とそれの中に特有の精神とを有つた武士の集團が、生活感情の總てに互つて全く異質的なるものを有つ公卿社會との直接なる交渉に際して、一面新らしく接觸した、武士自身の有つものよりは遙かに高度なる文化の種々相を享受してその中に自己に固有なる生活感情を解消しようとしつゝ、他面には尙永き傳統に基く自己独自の生活への反省から武士的なる秩序を守つて、此等の新たなる異質的なるものを拒否しようとするといふ彼等の京都文化に對する二元的なる態度を理解することにより、二には、彼等の急速なる中央社會——此處に中央

と云ふは、地域的なる意味に於いてはなく、たとへ邊在地にあつても尙社會勢力の中核としてある地位を意味する——への進出の結果として、元來は地方に於ける私的團體にすぎなかつたものが全國的なる政治團體にまで變化するてふ飛躍的なる發展に相應して、其内部なる諸秩序に於いても自ら古きものを止揚して新たな形態をとるものゝ有るに至つたのを觀察する事によつてある。前者の意味に於ける變質の原因を外部的の刺戟にありとする時、後者に於いては内部的なる自己發展そのものの中に求めらるべきであらう。

かゝる變質は、新舊社會の接觸に際して若き社會に於いて著しく見受けらるゝ現象であり、特に鎌倉武士團においては、彼等の集團としての發生が舊文化の圏外にあり従つてその有つ生活様式の諸相が全く舊社會のものと異り、その影響が直接に明瞭なる形態をとつて現れるといふ點から、又彼等の社會構造が極めて清純な——素朴な形態であり、一の刺戟が直ちに集團全體に大なる波紋を描き出すてふ事によつて、上述の現象が最もよく看取されるのである。

此等の諸方面に於いて見得る變質の中で、此處には政治様式の變化、その中に觀察さるゝ支配精神の變質を問題とするのであるが、斯く云ふことの意味は、武士團が中央政界への進出と共に整備された鎌倉幕府の組織について、又地方的なる政治機關である守護・地頭の職制について、又武士團以外の世界に對する勢力行使の仕方について論じるのではない。若き武士團が急激なる政治的進出に隨伴し

て現れる、武士團内部に於ける支配的精神の變化——この事は幕府組織の整備と共に交互作用として生まれ出づるものであるが——に就いて問題として論じるのである。

二

鎌倉武士團の有つ社會構造の考察は、平安末の發生期に於ける武士團の組織に就いての理解を前提とする。發生期に於ける武士團の組織形態の特質に就いては既に屢々論せられてあり、今改めて縷述するを要せない。たゞ本論に必要とするものに就いて結論的に要約すれば、(一)武士團に於いて見らるる主従關係が國司と人民との間に於いて成立せる治者と被治者との關係の反立として發生したものである事、即ち後者に於いては兩者の間を繋ぐものが法により政治するてふ理性的なるものであつたに對し、前者にあつては主は從の生命財産を保護し、從はその恩に報い仕ふるてふ感情を基礎とせる事である。この兩者の關係を特質づけるものとして、後者に於いては、國司はその任命に際しては治平の爲でなく自己の富有を計るを目的とし、「受領ハ倒ル所ニ土ヲ斷メ」(今昔物語集卷廿八藤原陳忠落入御坂語第三十八)とする考があり、地方政治に於ける國司の苛斂誅求が行はれて政治の紊亂を將來し、國司と人民の乖離する結果となるのに對し、前者にあつては主は從の所領保護の爲には兄弟相爭ふことも敢てし、從は主に對して、「犬馬ソラ哀レニ爲ル人ニハ尾ヲ不振ヌ様ヤハ候フ、何ニ申シ候ハムヤ、人ニ取テモ己ハ喜キ事ヲバ喜ビ、佃ツレナキ事ヲバ佃シトコソハ思ヒ被取候ニ、無限キ御願ノ替ニハ生死モ只仰ニ隨ハムト

コソハ思ヒ給へ候へ」(今昔物語集卷廿六陸奥國府官大夫介子語第五)とする力強い結合が見られるのである。(二)には平氏源氏の人々により全國的に結成された武士團に就いて見る時、その内部に於いて、それを形成する單位が一個人でなく一族一黨であつた事、且つ此等諸黨が源平二氏を棟梁とする全國的な主従關係の結成さるゝより前に既に組織されてゐた事である。即ち源平二氏は武士團全員の組織者ではなく、既に形成されてある集團の統合者であつた。この事は源平武士團の結成の後にもその内部に於いては黨が尙猶自の存在を保ち、竝立して武家社會を形成する事を意味するのであるが、此等の各小集團は主従一體となつて行動し、その行爲が常に若き積極的な精神によつて導かれてゐる事から、竝立する集團相互には自ら對立者としての意識が醸され、従つて兩者の間には協同よりはむしろ反撥する傾向があつた。この排他的傾向は、集團内部に於ける結合の緊密なるに比例して強かつた事が考へられるのであるが、地方に於いて屢々繰り返さるゝ黨相互の争ひはたゞ近接して武を競ふてふ爲に故なくして抗争を生じ、實際に醸さるゝ抗争の激化が再び内部の結合を鞏固にするのである。

以上の二の現象を通じて武士團の組織構造を理解する時、互に排他的傾向に富む集團の多數が、源氏平氏なる棟梁に主と従との恩義の感情でもつて繋がる形である。源氏平氏の人々と累代直接なる感情によつて鞏固な主従の關係をむすぶ人々が、彼等相互にあつては寧ろ反撥し合ふ傾向にあつた事が理解される。斯様に縦の結合が緊密であるに拘らず横の連鎖のむしろ拒まれた點が、武士團の有つ集

團的性格を見る上に根本的な條件であらうと思はれる。

三

前述の如き事情は、鎌倉武士團の内部に於いてもそのまゝ受け繼がれた。源頼朝はその擧兵の當初伊豆國の一流人にすぎなかつたにも拘らず、源氏の正統として平氏より追討の目標とされた。他方源家に屬する累代の御家人にとつては、「貴種再興之秋」と考へられるのである。即ち彼は平治亂より後二十餘年の雌伏より起つて、八幡太郎の遺跡をつぎ、東國八ヶ國の軍兵を従へて再び源家を興すとされたのである。又武士團の中にあつては、保元平治の亂に加はりその有様を目のあたり見た記憶を有つ者があり、それらの人々の昔語が悦び聽かれて武士の行爲を規定する力を有つてゐるのである。かかる人々によつて組織された鎌倉武士團には、規模の大小こそあれその形態と精神に於いて前代に於けると同じきものあるを認めなければならぬ。かゝる傳統的生活への反省が武士團の發展を規定する原動力となるのであつた。

斯かる昔乍らの姿を有つ彼等が、たゞ地方的なる集團たるに止まらず、新に政治團體として中央へ進出する事によつて必然に生じる社會的必要から、その集團内部の秩序に於いても變化を來たすものあるは止むを得ぬ事であつた。今此邊に問題とする幕府内部に於ける支配精神について見る時、その變化の第一が云ふまでもなく頼朝による鎌倉幕府開設の事である。

幕府の開設は、御家人達に彼等の支配者としての頼朝の地位を明らかにした。其處に整備された諸機關を通じて頼朝の支配する意志がより具體化せられ、御家人の依據すべきものが確立せられたのであるが、それは頼朝の意志の代行者としての組織が彼と御家人との間に介在する事となり、更に其等の組織内部に在る人々が御家人に對して頼朝の意志の代行者として特殊の地位を占むる事となり、主従關係の上に新なる性質を附加する結果となるのであるが、その著しき現象が頼朝の右近衛大將拜任の事によつて惹き起されたのである。この新地位によつて彼は政所の組織を整へ、別當以下の家司を補して幕府政務の總攝所として體制を完備したが、建久二年正月十五日政所始の儀において、從來御家人が恩澤に浴する時、頼朝の下文に或は彼の判を載せ或は奉書の形であつたのを、これを機會として其等の狀を召返して右大將家の下文に改められることゝした。この下文においては家司が連署の形式により前々のものに代つて新たなる效驗を有つものである。即ち且ては或は頼朝の御判又は奉書の形式により、頼朝の意志の直接なる現れとして施行せられたものが、この新形式においては、頼朝の意志の代行者として政所の權が確認せられ、彼と御家人の間に介在することゝなつたのである。斯かる新しい現象が主従間の支配精神に一の變化を及ぼしたのは當然の事であつた。

建久三年八月、源頼朝は將軍に補せられて後初度の政所始の儀を行つたが、其際に規定された如く、從來は下文に頼朝自ら判を加へたのを、改めて家司の連署になる政所下文を賜はらうとした。此

時最初にこの新形式の下文を受けたのが千葉介常胤であるが、彼はこれに抗辯して、政所の下文は家司の署名である爲め後鑑に備へ難い、自身には別に御判を副へて賜はり子孫末代の龜鑑としたき旨を申請して、所望の如く許された事がある。(吾妻鏡、建久三平八月五日條)

この常胤の態度から一の問題が引き出だされる。既に頼朝が將軍として立ち、彼の意志の執行機關として政所の組織が確立し、それによる新政の始において尙斯かる態度を示すのは、頼朝の新なる立場に就いて理解せず、従つてその新地位によつて創められた新しい支配の形態を拒まうとする、換言すれば頼朝をその新地位から舊き立場に引き戻さうとするものであり、武士團自體の發展なる立場から云へば、反動的態度であると云はれるのであらう。而もかゝる常胤によつて代表さるゝ感情が武士團構成の根幹をなすものである。頼朝の意志の代行者としての政所の家司の有つ權を認容するてふ如き理性的態度を執ることは、彼等の生活經驗が主従生死を共にするてふ素朴なる恩義の感情によつて満たされてゐる丈けに到底不可能の事である。斯かる制度の整備と共に起るべき理性的傾向と、從來の武士團に固有の感情的傾向との争ひが幕府設置の始に於いて當面した一の摩擦であり、これが形をかへて他の場合にも屢々生じたのを見るのである。

四

斯く頼朝及びその後繼者を政治的支配者としてよりは舊の如く主人として仰ぐ心持——幕府の組織

を治者と被治者の間に介在するものとしてその權を肯定しようとすることなく、直接に彼等の統率者としての頼朝及びその後繼者個人を仰ぎ、兩者の間にある直接なる感情を重んじようとする傾向は永き傳統生活に根ざすものであるから、一時の制度の上の變化によつて變質するものではなかつた。政所の家司は御家人一般に取つては傍輩にすぎない。其等の者に頼朝の代理者としての權威を認めようとするのは、さうして頼朝との間接なる交渉に満足するのは堪へ得ぬ事であつたらう。

斯く御家人が頼朝の命を受けて執行する政治機關に従ふ事を好まず、彼との直接のつながりを求める心が武士團結の基礎となる事は、その内部統制に就いて見る時、非常に鞏固に見えて實は弱點を含むものである。集團の統制を一個人への感情に基礎づける時、その中心の倒れる事は集團の動搖を結果する。これを直接頼朝の例に見よう。鎌倉武士生活の最も良き記録である吾妻鏡には、彼の薨去の條が何故か記されず、その御家人に及ぼした動搖は知るよしも無いが、その後間もなく、佐々木盛綱が自己の不遇を難じて、「微質沈淪、已異千幕下御代、只非存恩澤厚薄、被召知行所領等畢、雖恥天運、猶迷地慮之由」を幕府に訴へた。（吾妻鏡、正治元年三月廿二日條）又小山朝光は頼朝の烏帽子子としてその生前無双の近臣であつたが、夢想により頼朝追福のため人々に一萬遍念佛をすゝめ、その席上「吾聞、忠臣不事二君云々、殊蒙幕下厚恩也、遷外之刻有遺言之間、不令出家遁世之條、後悔非一、且今見世上、如踏薄氷」とて、先君の厚恩を憶ふ情は現在に於ける不安におのゝいてゐる。（吾妻鏡、

正治元年十月廿五日條）この忠臣は二君に事へず云々の言葉が梶原景時をして、朝光が頼家將軍に對し異心を挾むものと讒訴せしむる原因であつた。

斯様に武士團の中心が將軍一人にあり、政治がその親裁による事は、將軍の交代と共に武士團の動搖を來たすをまぬがれぬであらう。こゝに武士團の統制上大なる弱點のある事が考へられるのであるが、この觀點に立つて頼朝薨後の幕府政治の變化を見る時、新らしい意味ある現象を見出す。政治を評議の形式によつてするてふ新らしい政治様式の採用、更にその様式採用の奥にある新精神の出現がそれである。

五

正治元年四月、幕府に於いて政治の形式に變化あり、以後將軍頼家の自ら政を聽くを禁じ、事大小となく北條時政等十三名の談合によつて成敗すべき事を定めた。こゝに新しく支配權力の發生するを認めるのであるが、此事は頼家の性暗愚にして聽政に堪へぬため、又北條氏が自己權力の擴張の手段としてあると解されてゐる。然しこれが頼家一人の暗愚の爲め、それに代るものとして企てられたとするは、この新權力の主體が後に頼家の暴政を禁止し得なかつた事から見て首肯し難い點がある。若し頼家の暴政を牽制するてふ目的を有つものであるならば、彼が御家人の所領境界争ひに對して繪圖上に墨線を引き以て處分をなした如きに就いては、評議者は自己の設置された最初の意志によりこれ

に抗議し、評議による新なる、より適當なる成敗を改め行ふべきであらう。然しそれが行はれなかつたところにこの新形態が頼家一個人への反對として、即ち將軍の獨裁政治なる政治形態の否認ではなく、たゞ性格による個人的事情への反對から創められたものとするだけの意圖を見出すは困難であらう。寧ろ將軍——それが頼家であると否とに拘らず——の獨裁が頼朝無き後の武士團統制に及ぼす影響への危惧から創められた組織上の問題とするのに妥當性あるを思ふのである。勿論頼家の性格に對する不安がこの新形式の實施を促進する事となつたのは考へられるのであるが、根底に於いては、頼朝の薨後の武士團の動搖を注視した重臣達が左様の不安を除くため、將軍の交代に拘らず幕府政治の安定を保たうとして、政治の當面の責任者を定めんがため十三人の評議による合理的形式を求めたと解せられるのである。又北條氏が自己權勢の擴張のためには、かゝる形態とは異なるものが考へられるべきである。その際必要な事は、將軍の聽政を禁ずる事ではなくて、將軍政治の實權を掌握する事であらう。建仁三年時政が執權となり權を専らにする事によつてその希望が達せられ、尙延いては將軍の廢立にまでも及ぼうとするのである。前の評議による政治形態が頼家の聽政を禁止するも尙之を廢止せぬ點に、政治の當面者としての幕府組織の強化を計らうとするものとして、幕府設置の裏に見出さるゝ政治の組織化なる合理的傾向の發展の上にあると考へられるのに對し、時政の頼家廢止の意圖はたゞ一個權力者の横暴を意味するにすぎず、幕府の發展史上に於いてはたゞ偶然の出來事として

必然に出現すべき契機を有つものではない。従つて評議政治の形態の中に北條氏の専制の意圖を見ようとするは充分なる觀察とは云ひ得ないであらう。

この時政以下によつて創められた評議による政治の形態を幕府の發展途上に必然生すべき合理主義的傾向の現れと見る事は、然し尙多くの異論を生せしめるであらう。事實この新形式による政治は、その後如何なる状態であつたか乏しい資料によつて窺ふ事は困難であり、種々の解釋を生せしむるものあるは止むを得ない事であるが、たゞ次の事は云ひ得ると思はれる。即ちこの形式の案出者の意圖の如何に拘らず、政治が評議によつて行はるべしとした事の結果として、個人の獨裁が否定せられて多數の合議を重んずる傾向、換言すれば個人の意志に頼るてふ政治様式の初歩の形態から進んで、多數の意志に従ふとする理性的傾向の育くまれつゝあるを見るべきであるとする事である。

六

かゝる政治の基礎を評議によるとする新らしい政治形態も、然し其後は殆んど力を有ち得なかつたものゝ如くである。その経過については明かにし難いが、頼家が自ら御家人の境界争ひを裁いて繪圖に墨線を引き、又實朝が事々に獨斷專行して老臣大江廣元をして斷腸せしめた事にも徴し得よう。

かゝる状態は老臣達の將軍に對する壓迫——評議政治の實施も亦將軍から見ればその現れの一である——に對する反動とする解釋も有り得ようが、然し尙かゝる獨裁的態度の許された事は、御家人の

頼朝に對する情が、その後繼者に對しても服従の態度を執らしめた事を考へる時理解される事である。後繼者達が頼朝の成敗の跡をたづねて政治の參考としてゐる事は、頼朝が一の偶像として仰がれ、彼等もそれにつながる後繼者として、彼の政策を受けつぐべきものと考へられた爲である。即ち後繼者達も、御家人にとつては、頼朝から派出せる、その意を體せるものとして一の偶像であり、その限りにおいて彼等の親裁する政治が頼朝のそれに準すべきものとして肯定されたのである。

この頼朝の血縁につながる事によつて肯定せられた將軍政治の偶像化は、實朝將軍について頼朝の妻政子にまで及んだ。政子の簾中の政治がまた後世の人々の規準として、源家三代將軍のそれに並べて考へられたのであつた。(吾妻鏡、正嘉二年十月十二日條)此事は注意されねばならない。政子の在世中幕府は實朝將軍の變死後京都から迎へられた藤原頼經が將軍としてあり、政子はその幼少の間簾中の政を聽いたとせられるのである。故に將軍の親裁政治を基調とする幕府従前の例に倣へば、實朝の政治について則らるべきは頼經の政治があつて政子のそれでは無い筈である。幕府の諸機關は將軍政治確立の爲に設けられたものであり、従つてその常道から云へば、幕府の政治は頼經の名において考へられねばならない。然るにそれが政子の名に係けられる事は、政子が名實共に政治の中心であつて、頼經は形式的な存在ですらも有り得なかつた事を明かにするものであるが、かゝる變態的なる現象は、たゞ政子が實際政治を行つたと云ふ事より以上に、彼女が頼家實朝について直接頼朝につなが

るものとして幕府政治の傳統を受け繼ぐと考へられたのに基くものとする事によつてより善く理解されるであらう。此事が鎌倉幕府の性質を物語る重要な點と思はれる。即ち幕府においては、たゞ將軍職にある事にのみよるに非ずして、源家の正統を受けつぐ事によつてその政治が權威づけられてゐた事を示すものであり、これは御家人が頼朝を幕府組織の整備した時において尙政治的支配者としてよりは累代の主君として仰ぐ事により重き意義を見ようとした態度に相應するものあるに注意されねばならない。

斯様の立場にあつて考へる時、政子の死は幕府としてその政治を權威づけるものを失ふ事であり、こゝに新しい政治の標準が求められねばならない。勿論政子の死後權力の中心が北條泰時及び彼を繞る諸豪族達に移つて行つた事は容易に考へられる事であるが、然しこの權力所在の移行から元の如く武家社會の全き統制を求める事は不可能である。こゝにこの新權力者の依據すべきものが要求されるのである。その規準は頼朝及びその後繼者の成敗の中にある。然しその當代に於ける具體者が必要である。今迄は源家の縁につながる事によつて定められてゐた。然しかゝるものによる權威者の設定の不可能となつた今はそれに代る新たな形態の偶像が考へ出されねばならない。この要求に應じて生まれ出でたものが無私の政治を行ふ規準としての法——その具體化されたものが北條泰時の主唱によつて編纂せられた御成敗式目であり、更にそれに則る政治が評議の形式——評定衆制度の制定と

なつたのである。この法とそれを準據とする評定政治が源家の傳統を受けつゞ政子に代つて幕府政治の主體となり、その政治が後世の規準として源家三代將軍及び政子のそれと相並んで仰がるゝこと後述するが如くである。

七

評定衆制度は、前述する如く政子の死後の政治の擔當者として創始せられたものであるが、斯く幕府政治が個人の獨裁から離れて多數の評議によるとする制度の確立、更にその政治の規準としての法が同様多數の協力によつて制定せられた點に從來の幕府政治に對して一飛躍があり、嘗て北條時政等十三人の評議によつて政治しようとする事の中に指摘された幕府政治の合理化的傾向が強く示されてゐると考へられるのである。

此處において、斯く幕府政治の一轉機を劃せるものとして、最も重大なる意味を有つ法そのものに就いての考察が必要であらう。此問題に就いては、彼等の制定せる法が源家の傳統に代るもの——代るといふ語の意味は、前者の反對として在るといふのではなく、それを代行するといふのである——であるといふ事が、必然に法の性質を決定すると思はれる。即ち法とは、端的に云へば、源家の人々の精神の當代において具體化されたものである。既に人々によつて屢々論せられてゐる如く、式目は武家社會固有の慣習を取りあげたものであり、それら慣習が頼朝の名に係けて權威づけられてゐるもの

である。その編纂の根據となるものは、「まことにさせる本文にすぎりたる事ハ候ハねども、たゞだうりのをすところを被記候者也」(九月十一日附北條泰時書狀)とあるに窺はれるが、この道理の語がすべてに妥當するとする純粹抽象性の意味を有つものでない事は、同じ書狀の中に、泰時がこの式目は法令の教に違ふ所あるも、たゞ武士にのみ適用せしむる目的を有つものだから差支なしとしてゐる點にも明かであり、かゝる意圖の下に使用さるゝ道理の語の意味するところのものは、武士固有の生活に根ざす具體的なるもの——諸種の慣習の中に汲みとらるべき普遍性である。斯く道理を慣習と同意義のものとする考へは、鎌倉武士の如き傳統生活への反省の特に強い人々の間に於いて最もよく看取されるのであるが、斯く慣習に即してある道理によつて御成敗式目の制定せられた事が、式目が無學なる武士の間に熟知せられ實際政治の規準ともなり、名實共に關東の鴻寶としての權威を保つことゝもなつたのであると云ひ得よう。さうして慣習としてあつたものが取りあげられて成文とされた事によつて從來不明瞭であつたものが明瞭にされ、又個々の理解に依つてゐたものが一般の認知に訴へて、普遍的な形をとるに至つた點に、この式目制定の意義があると思はれる。また法の性質を斯く理解する事によつて、式目の制定が直ちに今日考へられる如き法治主義政治の出現と見る誤解からも免れるであらう。

尙此際注意される事は、式目が一個人の專斷によらず多數者の評議によつて制定せられた事である。

御成敗式目の編纂に就いては、古來その編纂人員に就き數説あり、當時の事情の推測によつて各自説を主張するものであるが、其等も共に、式目が多數の人々の意志によつて制定されたとする點は一致してゐる。かく政治の根本原理とする所のものを多數の意志によつて制定し、そこにより良き妥當性を求めようとする意圖の中に、正しく理性的なる傾向のあるを見得るであらう。「法者雖破御下知、御下知者不破法則」「以一人才學、不可評大事、就多聞之儀、可定是非」とが幕府の最高權力者たる北條時宗の言葉であつた。(沙汰未練抄)此語の中に、法の普遍性の主張と獨裁政治の否定とが明らかに示され、幕府政治が嘗ては頼朝への血縁に繋がるものゝ獨裁によつて支持されて來たのと比較して、同じ源家の後を繼ぐ幕府において、その政治の理念においては前者と同様傳統的なるものに依據するに拘らず尙その實施の形態において本質的なる相異をきたせる事を物語るものである。幕府におけるこの理性的傾向の成果が、政子なき後の竝立する群雄を統制し、その中心人物たる泰時が鎌倉幕府中興の人と稱せらるゝ如きことゝもなつたと云はるゝであらう。

尙此際、斯く慣習を取りあげて式目に編纂した主唱者たる北條泰時の精神に就いて見る時、この法則制定の意味するものに就いて尙詳しく知る所があるであらう。

八

北條泰時がその質賢哲にして政道を好み、日夜諸事の成敗に盡瘁したことは明らかなる事實であり

その政治についても「その心天下國家にあつて其身にあらず」(保曆間記)と評せらるゝ如くであつた。即ち彼の政治は天下國家の爲にする所として、屢々吾妻鏡において無私の政治と記さるゝものである。その政道をして無私ならしめんがために準據としたものが法であつた。

斯様に無私の政治を志し、その根底において法を認めようとする心は、必然法の擁護者としての絶對的な態度を主張する。その一例を見よう。仁治二年三月、海野幸氏が武田光蓮と所領の境界争ひを訴へた時、泰時は式目の規定する所に任せて處方を行つたが、光蓮は自己に不利なる成敗を恨み、一族朋友を語らひ泰時に對して宿意を遂げようとするの巷説があつた。泰時は爲めに再び調査するも事情は尙前に同じき故その處分を重ねてしたが、彼は此事に就いて人々に語つて云ふ、斯かる場合に於いて、人の恨によつて成敗を左右にしその理非を分たぬならば、政道の本意は有り得ない、これに就いては、嘗て和田義盛の亂に際して、その一族平太胤長が謀叛の件によつて捕へられたのを、義盛が一族を率ゐてその放免を強要した事がある、これが許されず胤長を面縛して義盛及びその一族の前を通らしたことが義盛の舉兵の直接なる動機であつたが、此際にも義盛が後日に於いて舉兵すべき事が察せられ、従つて其席上に於いて之を捕へば事を未然に防ぐを得べかりしにも拘らず猶それを敢てしなかつたが、斯様の態度が政道無私の先蹤であると物語つてゐる。

この言葉の中に見出さるゝ極端なる形式主義に墮せるとも考へらるゝ如き、政治を個人的なる事情

によらず理非により、無私にして天下の政道に當らうとする態度が、彼の政治に就いての意志を明らかにする。即ち彼の政治的精神の中に武士によつて認知さるゝ法によらうとする最も理性的なるものあるを物語るものである。御家人一般に妥當すべき政治規準の確立がその現れであり、更にその運用の形式に於いて、より合理的なるべきを求めて評定衆の合議によらうとするものである。尙その際「凡御評定之間、於理非者、不可有親疎、不可有好惡、只道理之所推、心中之有知、不憚傍輩、不恐權門、可出詞也」(御成敗式目附錄評定衆起請文)とする語の意味は前述の泰時の政治精神に於いて認めらるると全く同じきものである。道理は即ち式目制定の基礎となれるものと相通じ、その推す所とは即ち法による判断である。それによつて無私の政治を意圖する事である。

御成敗式目はかゝる見地から、即ち北條氏が幕府守成策の爲め、或は自家權勢の合理化の爲めに制定されたものとする以上に、幕府に於ける偶像の喪失後の政治を權威づける爲めに意圖されたものと考えらるべきであるが、此事は更に云へば、幕府政治に於ける個人の獨裁に對して法を基礎とする多數の評議によらうとする、幕府政治の發展の途上に必然發生すべき契機を有つものと考へられるであらう。源家の血縁に繋がる者の斷絶はこの新しい支配形態の出現を容易に速かならしめた。その根底にある法も亦傳統から發生せる一の偶像である。然しそれが屢々論せる如く多數の人の合議の所産でありそれが廣く布告せられて武士一般の依據すべき所を明示したとする點にこの支配形態の新たなる

意義があり、その代表者たる北條泰時が鎌倉幕府中興の人と稱せらるゝ言葉に特殊の意味を有つものあるを思ふのである。

九

斯く、法に依據して無私の政治を行ふとする評定衆は、法の具體者として、一個人でなく一集團として考へられる。「御成敗事切之條々、縦雖不違道理、一同之憲法也、設雖被行非據、一同之越度也」〔御成敗式目附録評定衆起請文〕とある如く、評定に於いて定められた事には、一個人ではなく全體としてその責を帯びる。この事は評定衆が法一般者として考へられ、その意味に於いて連帶であつた事を示すものである。

斯様にして、評定衆を法の具體者とし、その評議を絶対のものとする時、次の記事の意味する所が重要なものあるを知るのである。

(一) 今日評議、被仰出曰、自嘉祿元年至仁治三年御成敗事、準三代將軍并二位家御成敗、不可及改沙汰云々(吾妻鏡、正嘉二年十月十二日條 武家年代記、御成敗式目追加には十二月十日條とす)

(二) 自寛元元至康元元御成敗事

右於自今以後者、準三代將軍并二位家御成敗、不及改沙汰(武家年代記、文永八年八月十日條)

(三) 自弘長三至弘安七御成敗事、於自今以後者、準三代將軍家御成敗、不及沙汰云々(同書、正安

二年條)

右の記事の中、(一)に於ける嘉祿元年より仁治三年に至る御成敗云々とは、北條泰時が執權として諸政を成敗した期間を指す。^{註1}(二)の寛元元年より康元元年とは同じく經時、並に時頼の執權在職期間、(三)弘長三年より弘安七年は弘長四年長時逝去の後、政村、時宗の執權在職期間を指すと思はれる。^{註2}此處に明らかにさるゝ事は、幕府に於いて源家三代將軍并に二位家の政治に準ずるものとして考へらるゝものが、將軍として彼等の後を繼げる藤原頼經以下の人々の政治ではなくして執權のそれであつた事である。この事に就いての説明が鎌倉幕府の政治形態を見る上に第一に要求されるであらう。

この變態的現象は、將軍を最高權力者とする幕府の組織に即して考へる時理解されぬ事である。勿論鎌倉幕府の後期に於いては將軍は單なる形式的存在にすぎず、北條氏を中心とする重臣の意に任せ廢立せられた。然し尙彼等が將軍としての地位を尊重せられた事は、幕府の編纂にかゝる吾妻鏡の記載形式が、八代國治氏によつて指摘せられし如く、將軍の在職期間をもつて一時期を劃し、その最初に首書の加へられあるに徴しても明らかである。然も前掲の記事に於いては、將軍は實際政治の擔當者として形式的存在でもあり得ない。この現象に就いては、北條氏が自家の權威擴張の爲め、又自ら將軍に代るべき地位にあつた爲め、自家の人々の手になる政治を鎌倉幕府の偶像である源家三代將軍並に政子に並べて規準とした事が普通に考へられるであらう。然し尙論述せる見地からする時、前

述の如く幕府政治の規準とする法による評定政治を源家の人々のそれを繼ぐものとし、その代表者たる執權の名に係けその在職期間を一時期として源家將軍の政治に並べて不可侵のものと規定したと考へられるのである。此時、前に政子の場合に於いてその簾中の政が規準とされた事に見たと相似する事情のあるを知るであらう。鎌倉幕府の歴史を考へる時、組織の上に於いては吾妻鏡の記載形式に見る如く將軍の在職期間を以て一時期とするものが、實際政治の運用に當つては、その當面者たる執權の在職期を以て區劃する事に幕府政治の考察の上に最も注意すべきものを含むとされるであらう。この矛盾の中に幕府の支配精神に於ける合理的傾向の力強く出現せるものあるを思ふのである。

一 ○

前に屢、論じた如く、法による評議の政治を重んずる精神は、然し必然に政治上に於ける門閥の特權を否定する事である。御成敗式目に附せらるゝ評定衆起請文中にも、道理の推す所、親疎を論せず、權門を憚らぬ態度が必要とせられてゐるが、又式目が「或ハことこの理非をつぎにして、其人のつよきよはきにより、或は御裁許ふりたる事をわすらかしておこしたて候、かくのごとく候ゆへに、かさねて御成敗の體をさだめて、人の高下を論せず、偏頗なく裁定せられ候はむために子細記録しをかれ候者也」(九月十一日附北條泰時書狀)とされて成敗の根據を専ら理非により權門によらず、御家人一般に高下を論せず妥當する政治を行はんが爲に制定されたものなるを明らかにしてゐるのであるが、尙

其中第三十條に於いては、問注の時成敗をまたず權門の書狀を執進する事が、憲法の裁斷を猜ましむる事となり、政道を躓す基ともなる故之を停止する旨規定されてゐる。

斯様に一人の特權の力を認めぬ事は、政治を理非により、尙その妥當を期して多數の評議によつて行はうとする時當然執らるべき態度であるが、此事は然し從來の武士社會に固有なる生活感情と觸れ合ふ時一の摩擦を伴はねば止まない。武士團構成の基礎が個人に非ずして黨にあり、人々は黨を背景として幕府に服仕せる事前述の如くであるが、此等の黨が各自の傳統を有ち、集團に大小あり家柄に高下のある時、尙彼等相互の間に協調を求めらるには複雑なる困難が存在する。

小山朝政は下野の土地小山の名を負ふ代々の豪族であり藤原秀郷より出づる事を誇りとしたが、幕府より守護補任の下文の提出を要求された時、自身は將軍よりの下文を帶せざるも、曩祖下野少掾豐澤が下野押領使としてあり、次で秀郷の時天慶三年官符を賜りて以後十三代、數百年奉行したものであり、源家による新恩の職ではないと云ひ、その證として秀郷が朝廷より受けた官符以下を進めた。(吾妻鏡、承元三年十二月十五日條)藤原秀郷の時代は、まだ源家の勢力の東國に及ばぬ際にある。斯く源家より以前に榮えた氏族より出づるを誇り、其際官より認められた特權を主張する事は、源氏將軍の下に於ける完全なる統制てふ點から見て一の陰影を投げかけるものであらう。これが鎌倉武士社會構成の一翳點である。

他方彼等の自我的傾向は黨相互の間に對立者としての意識を醸し、故なくして抗争に出でようとする。些細なる一個人間の争ひが黨の對立となり、幕府の重臣すらもその渦中に捲き込めらるゝ事屢々あつたが、八田知家の如きは常陸國の大名として、同じく大名なる多氣義禔との間に「雖不插宿意、於國中相互争權勢者也」とさるゝ状態にあり、その結果は遂に、知家の奸計により義禔が所領を沒收せられて沒落するの餘儀なきに至つた。（吾妻鏡、建久四年六月五日條）

斯かる對立する團體の集合は、より強大なる紐帶によつてその統制を保つことが可能である。前には源頼朝に對する恩義の情よりして、二代將軍及び政子への服仕となつた。然し御家人相互に於ては皆同輩である。執權たる北條氏もその權力においてこそ傍輩と雲泥の差あるも、將軍に對する關係に於いては同輩とされる。建保元年五月和田義盛の亂に際して、彼はこの舉兵が全く北條義時の專横に對する反抗であつて將軍に向つては何等他意なき旨を表明した。（吾妻鏡、建保元年四月二十七日條）この言葉によれば、幕府に對する謀叛には非ずして和田、北條二氏の間の私闘にすぎない。たゞ結果として、義盛は幕府に及向ふ者として追討せられ、戦功者は幕府より授賞せられた。然しこの時たゞ北條泰時のみは、この亂が義盛の父義時に對する私怨に出でたものであり、自身もたゞ父の害せらるゝを防ぐ爲戦に出でたにすぎず、特に幕府に戦功ありと云ふには非ずとして行賞さるゝを拒んだ。即ちたゞ彼一人がこの亂の眞意義を理解してゐたのである。（吾妻鏡、建保元年五月八日條）

幕府を中心として御家人相互の對立する姿に就いて、その間に處する新權力者たる北條氏の立場に就いて斯様に透徹した觀察を有つ北條泰時が、源家の絶えて後の武士團統制策に就いて考慮を廻らしたであらうことは容易に首肯される。その結果が理非による成敗なる新旗幟をかゝげて磐踞せる諸勢力の抗爭を排除しようとする態度に出でたと考へられるであらう。

この精神は、幕府が嘗て實際政治運用の必要上、諸國守護人の懈怠するを、その職分が一身の定役である爲め故實を誇るに よるとして、人數を定めて交替に奉行せしむべきであるとする意見の現はれた事、(吾妻鏡、承元三年十一月廿日條)又北條泰時が幕府奉行人の採用に就いて、家柄によらず人の能不によるべしと規定せる自由主義的傾向と一致するものあるを思ふのである。(吾妻鏡、嘉祿元年九月廿日條)

然し御家人一般、殊に所謂大名にとつては、源家將軍とのつながり、自己は累代御家人であるとする意識を有つものが、源家傳統の絶ゆる後、直ちに同輩の評議に従順であらうとする理性的態度を求めめる事は困難である。大名の一人三浦氏は、彼自身御成敗式目制定者の一人として評定衆の連署起請文に其名を列し乍ら、尙自己縁者の爲めに闕所々望の事を執り持つた。然し斯かる行爲は式目中に未斷闕所の望申は許されぬと規定さるゝものであり、自らそれを守るべき評定衆の一員であるに拘らず之を破棄する態度に出でた事に就いて世人は之を非難した。(吾妻鏡、嘉禎元年九月十日條)

政子逝去後の幕府の統制方針に就いて斯様の見地に立つ時、北條氏が源家累代の御家人として自己と對立すべき地位にある者を漸次滅ぼして行つた事も、たゞ自家權勢の伸張の爲めと解する以外に、政道の根本として法を守らうとする新しい理性的傾向から、之を拒まうとする舊き精神を克服しようとしての結果とも考へられる。法による社會秩序維持のため、この新しい現象の意味に就いて理解せぬ者を倒した、新舊二精神の衝突とも考へられるであらう。

前述の如き御家人の支配について感情よりも理性を重んじる一例として、北條時頼は、御家人の罪を犯せる疑ひある者を取調べて其者を候りなため聞き、犯人の僞られたる厚情に感じて罪を白狀したのを法に任せて處分したが、「禪室御仁惠、雖相同于夏禹泣罪之志、所犯既重之間、不被行之者、依難禁天下之非道、令糺斷給」といはれるが、(吾妻鏡、正嘉二年九月二日條)尙この處分に就いては、「科斷之法、世以爲美談」(關東評定傳)と記されてゐる。嘗ては武士團構成の基礎として尊重せられその爲に罪をも免される力を有つた主従間の恩義の感情も、今は法の前には何の力をも有たなくなつた。反つてそれが罪を暴く手段として利用されてゐるのである。法による支配てふ理性的傾向が最も強く現されてゐるのを看取する事が出来るであらう。

斯様の支配精神の中に見らるゝ新しい傾向の勝利は、治者と被治者の間の區別が裁然として、武士社會に特有であつた主従の間を繋ぐ一體感の稀薄となるは止むを得ない。即ちかゝる主従關係の變

質に隨伴するものとして、當代に於ける起請文流行の現象を解釋する事が出来る。従が主への服仕を示すものとして起請の形式が多く用ひらるゝに至つた事も、この新精神の出現に應じる最も顯著なる現象として考へられるものである。

起請文はその起源に就いては尙異論あるも、普通理解さるゝ形式に於いては、自己の詞に偽なきを神佛に誓ひ、人相互の契約についても神威によつてその不變を確認しようとするものである。此場合神佛と個人との起請に就いては措くも、人相互の關係に就いて見る時、物事の契約をより強きものゝ威力によつて確保する事は、人相互に自他對立するの意識を有ち、其等の人々の統制者として神佛を認める事である。即ち斯かる意味に於いて起請文は、牧健二氏によつて説かれし如く平安朝末期より著しく流行したものであるが、それが時代の傾向である個人主義的精神の發生に伴ひ起る現象として理解されるのである。

然し武士團内部に於いては主と従とが恩義の感情によつて繋り、生死も共にするてふ一體感のある時、兩者の間に空隙を認めてそれを他物——神佛ですらも——によつて埋めようとする、即ち主を自己と引離して個々獨立に存在するものとして考へる事は不可能であらう。畠山重忠は梶原景時の讒により謀叛を企つるものとされ、その實ならざるを示すため起請文を進むる様と云はれたのに對して、「本自心與言不可異之間、難進起請、疑詞用起請給之條者、對奸者時之儀也、於重忠不存偽之事者、兼

所知食也」とてその提出を拒んだ。(吾妻鏡、文治三年十月廿一日條)

心と詞と一致する時、言は即ち心であり眞である、心詞一致の者に對して起請は無意味であるとする精神主義の立場に立ち、自己の斯かる心情は主の善く知れる所とする。即ち主従一體するものとして、武士精神の精隨を云へるものである。斯かる主従關係の間に見る特殊の感情は、恩義にむすばれる武士團に於いて特有のものと云はるゝであらう。然し各人は妥當すべき法の制定さるゝに於いてはむしろ個人の獨立が主んせらるゝ結果となり左様した立場は否定せられ、従つて兩者を結ぶものとして起請如きものをも必要とするのである。御成敗式目制定の後評定衆、家司、家督等より起請を徴する事の屢々行はれたのも斯かる新らしい支配精神の傾向の中に當然生るべき契機を有つと解されるであらう。

* * * * *

斯様にして、鎌倉幕府は源家の血統の絶ゆると共に、これを轉機として、三代將軍の傳統を守りつゝも尙それを法の形に取りあげて一般の認知の中に支配するてふ新らしい政治形態をとり、それも多數の評議による事によつて勝れた合理的傾向を育くんだ。これに對する反動的勢力は倒れて新精神の勝利となつたのであるが、然し同時に、斯かる變化の中に鎌倉と地方とが都會と田舎、進歩派と保守派に分化して行つた事は看過し得ぬ點である。かゝる事情の下に、地方の田舎侍の間に於いて、傳統

を守る者共による北條氏反抗の聲が擧がつた。これは北條氏一家に對すると同時に彼によつて指導さるゝ新精神への反抗と解され、足利尊氏の擧兵の一原因とさるゝ源家の後を繼ぐ者との思想も亦かゝる動きと相通ふものがあらう。建武中興に際しての文治派と武斷派の軋轢も亦かゝる過程の所産として見る事が可能であると思はれる。(昭和六、一一、三〇)

註1 北條泰時の執權在職期間は、正確に云へば前年の元仁元年六月に始まる。然しこの時にはなほ政子在世して諸事成敗の任に當つてゐた爲め、其等の成敗の跡は二位家の名に係けられる。嘉祿元年七月彼女の逝去に伴つて始めて泰時が幕府政治の責任者たる地位を占むるのであるが、この新地位に伴つて評定衆制度が出現する。これによつて政子なき後の幕政の主體が確立されたと考へられるのであり、此處に泰時の政治が嘉祿元年を以て始とされてゐるのも精密に云へば執權襲職てふ形式でなしに評定衆制度による政治開始の時を以てその始と考へられたことに基くものと思はれる。この事が幕府における權力主體の性質についての理解によき資となるであらう。

註2 この評定は、御成敗式目追加によれば次の如くなつてゐる。

一自康元元年至弘安七年御成敗事(正應三九廿九)

右於自今以後者、不及改沙汰歟。

康元元年より弘安七年迄は北條長時、同政村、同時宗の執權期間である。即ち本文に引用せる三條では長時の時期のものが缺けてゐたがこれを以て補はれる。